

規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則（昭和五十八年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に、「氏 名」を「氏名（田舎又は記名押 印）」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「あひ先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。